

益田市公表対象随意契約一覧(令和8年3月分)

NO	契約日	契約内容	主管部課	契約金額 (税込:円)	契約相手方	住 所	適用条項	随意契約とした理由
1	R8.3.2	文書保存用書庫等の移設	総務部総務管財課	2,116,400	㈱サカイ引越センター松江支社	島根県松江市乃木福富町392番地7	施行令167条の2第1項 第2号	文化財の移設など専門的な知識や技術を要することから運搬業務に精通している契約者と随意契約する。
2	R8.3.9	公共下水道施設ストックマネジメント修繕改築計画策定業務委託	上下水道部下水道課	10,230,000	㈱NJS山陰出張所	松江市母衣町79番地	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第6号	契約者は、本市の公共下水道の全体計画を策定した業者であり、本市の下水道事業に関する深い理解と豊富な知識を有している。そのため、ストックマネジメント修繕改築計画の策定においても、その知見を最大限に活かすことができ、より適切かつ効果的な提案が期待できる。また、契約者は現在、日本下水道事業団へ委託している本市の公共下水道の終末処理場の増設設計業務を担当していた業者であり、処理場などの設備に関する知識、さらには運用上の課題についても熟知しており、これらの情報を公共下水道施設のストックマネジメント修繕改築計画に反映させることが可能である。これにより、既存施設との連携や効率的な運用方法を考慮するうえで、業務の効率化および経費の削減が図られる。以上の理由から、本業務を契約者に実施させることで、業務の円滑な実施や経費面で有利となることから随意契約する。
3	R8.3.9	第2次益田市健康増進計画中間評価印刷製本業務	福祉環境部健康増進課	225,500	社会福祉法人はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	施行令167条の2第1項 第3号	障がい者の就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、職業の安定、その他福祉の増進に関する事業を行う団体等であるため。本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であるため。本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であるため。
4	R8.3.11	令和7年度税制改正等に伴う介護保険システム改修(令和7年度)	福祉環境部高齢者福祉課	1,309,000	㈱日立ソリューションズ西日本	広島県広島市中区八丁堀3番33号	施行令167条の2第1項 第2号	本業務は既存、運用中のシステム改修であり、そのシステムを設計し、保守している者以外に本業務を履行させた場合、運用中のシステムに著しい支障が生じる恐れがあることから当該事業者と随意契約をする。
5	R8.3.12	益田市水道事業量水器検針業務	上下水道部業務課	22,000,000	益検サービス(合)	益田市白上町イ717-2	地方公営企業法施行令21条の13第1項 第2号	当該業務における量水器検針戸数は、約24,800件に及び、市内を2分割して奇数月と偶数月に請求しており、検針から請求確定までを各月約20日間の限られた期間で、正確かつ迅速に遅延なく請求できるように行わなくてはならない。また、従事する検針員がメーター位置を正確に把握していることが必要となるため、業務実施業者が限定される。このことから、業務の性質、特殊性を考慮し、市内に事業所を構え本業務実施可能と判断される契約者と随意契約する。
6	R8.3.16	益田市病児保育事業業務委託	福祉環境部子ども福祉課	82,285,000	社会福祉法人晚ほほえみ福祉会	益田市高津町イ2559-1	施行令167条の2第1項 第2号	公募型プロポーザル方式により公募し、選定委員会において受託候補者として選定した事業者であることから随意契約とする。
7	R8.3.23	証明書等自動交付事務委託契約及び運営管理に係る協定	総務部市民課	単価契約	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	施行令167条の2第1項 第2号	コンビニ交付サービスを行う全ての自治体が、契約者に委託するものであり、他の団体や事業者では不可能であるため。
8	R8.3.30	ますだ生活応援券作成及び印刷製本業務	産業経済部産業支援センター	3,947,350	柏村印刷㈱益田支店	益田市乙吉町イ336-9	施行令167条の2第1項 第2号及び第5号	ますだ地元経済応援券印刷など3度の業務実績があり、また「ますだ生活応援券」を早期に配布するためには、本業務の早急な対応が求められるため。
9	R8.3.31	ふれあいホールみと日常清掃業務	教育部美都分室	1,002,078	㈱エイト	益田市美都町宇津川口630-3	施行令167条の2第1項 第7号	時価に対し格安な単価での契約ができるため。
10	R8.3.31	ふれあいホールみと休日及び夜間管理業務	教育部美都分室	628,992	公益社団法人益田市シルバー人材センター	益田市大谷町334番地1	施行令167条の2第1項 第3号	時価に対し格安な単価での契約ができるため。また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に、契約者が重要な役割を果たしているため。